

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第五章 行政整理

何回も計画され実行されながらいわゆる行政機構の改革ほど効果をあげなかったものはあまりない。それは各省の割拠主義もあるが機構改革は必ず人員整理をとまなうからであった。いまその人員整理の面をとりあげてみると、二月五日の次官会議には「定員一割天引き」という行政管理庁案が提出され、六日の閣議で承認された、「行政制度改革に関する基本方針」は次のようなものであった。

▽行政事務の改廃、是正、整理とこれに伴う人員の縮減。

一、戦前または戦時中から引続いて行われている施策で、今日においては、もはやわが国運の進展に寄与するところが少いと思われるもの、またこれを廃止しても国民生活に重大な支障を来すおそれがないと認められるものについては思い切って改廃を行うこと。

二、占領治下における施策であって、わが国力および国情にふさわしくないと認められるもの、または行過ぎと認められるものは、これを是正すること。

三、その他国政の重点主義の建前から検討して不要と認められる事務はもちろん、少くとも緊急性を認められない事務については大幅にこれを整理すること。

四、前三項の措置により各省(総理府を含む、以下同じ)は原則として現在定員の一割以上を縮減すること。

▽事務処理の改善、欠員不補充による人員の縮減。

一、行政機構が近時過度に分化して、複雑膨大となっている弊を改め、これを総合し簡素化すること。

二、左の各号により事務処理の改善を図り、もって事務能率の向上を期すること。

(1)事務処理方式の標準化を行うこと。(2)事務処理を機械化すること。(3)事務処理の権限と責任を明確にするとともに、なるべく権限の委任を行うこと。(4)その他できるだけ事務処理手続の簡素化を行うこと。

三、各省の共管事務と類似事務の総合整理を強力に行うこと。

四、欠員不補充の措置を一層強化するとともに配置転換の措置を推進すること。

五、前四項の措置により各省は別に定めるものを除き現在定員の一割以上を縮減すること。

▽本措置の実施方法など。

一、各省は第一、第二各項に基づき行政事務の縮小、事務処理の改善ならびに、これに伴う機構の改正および職員の縮減等について立案すること。

二、人員の整理については(1)余剰人員は一定期間内に縮減することとし(2)極力各省間の配置転換に努力するとともに、民間への就職を図るなどの方途を講じ(3)退職手当については従来の特例を適用することとする。

三、なお定員法の規定の適用を受けない常勤労務者または非常勤職員についても、前各項の主旨にかんがみ適当な縮減措置を講ずること。

四、前各項の措置は二月二八日を目途として別途閣議決定の上、実施に移すこと。
▽府省の廃合

一、府省の廃合については前各項の措置とにらみ合せて別途考慮すること。

(備考)国会、裁判所および会計検査院についても、本措置に即応して事務整理、機構の簡素化および人員の縮減を行うよう協力を求め、公共企業体等についても本措置に準じて措置すること。

政府は事務の整理・合理化と欠員不補充とにより現定員の約二割をへらすことに二月二四日の閣議で決定、とくに欠員(一月一日現在約一万名)の三割三〇〇〇名をへらすこととし(行政管理庁原案は五割)、次のような方針をきめた(二・二七)。

一、行政整理による出血を少なくするため整理対象人員は実人員でなく定員法の定員とする。

一、原則として本年一月一日現在の各省庁の欠員数の三割を定員法の定員から削減することとし、これに関して今国会中に定員法の改正措置を行う。

一、行政改革の実施中は原則として欠員の補充は行わないが次の除外例を認める。

(1)各省庁は今春卒業する者の新規採用を考慮して、四月一日現在の各省庁の欠員の五割以内(約三千五百名)に限り、新規採用を認める。各省庁は欠員不補充によって公務の運営に重大な支障があると認めるときは大蔵大臣および行政管理庁長官と協議して(1)の制限をこえて欠員の補充ができる (2)保安隊員、警備隊員、警察官、海上保安官、検察官、刑務官、学校教官の職種については仕事の性質を考慮して除外する。

一、各省庁は定員法のワク内にはない常勤労務者についても前各項に準じ措置する。(備考)国会、裁判所、会計検査院についても本措置に準ずる措置を要請する。

政府はこの行政整理の実施にともない定員法の改正を図ることになり、次表のような新定員をきめた。

行政機関の区分	現定員	新定員
総理府 本府	1,839	1,919
公正取引委員会	240	237
国家地方警察	45,280	0
警察庁	0	4,215
国家消防本部	111	111
土地調整委員会	18	18
宮内庁	952	955
調達庁	4,168	3,973
行政管理庁	1,777	1,742
北海道開発庁	3,223	3,203
自治庁	223	223
保安庁(海上公安局含む)	8,557	8,116
経済審議庁	397	395
小計	66,785	25,107
法務省 本省、司法試験管理委員会、 公安審査委員会、公安調達庁	44,854	45,371
外務省 本省	1,581	1,644
大蔵省 本省、国税庁	76,098	75,826
文部省 本省、文化財保護委員会	63,071	63,752
厚生省 本省	46,277	46,111
農林省 本省、食糧庁、林野庁、水産庁	77,597	77,375
通産省 本省、特許庁、中小企業庁	14,250	13,918
運輸省 本省、船員労働委員会、 捕獲審検再審査委員会、 海難審判庁	17,849	17,934
郵政省 本省	249,694	255,255
労働省 本省、中央労働委員会、 公共企業体等仲裁委員会、 公共企業体等調停委員会	20,192	20,210

その後第一五国会の解散、臨時行政機構改革本部の設置、行政審議会の答申などを経て、一一月二二日には次のような整理方針を閣議決定した。

一、七万三〇〇〇人の数は実際に整理される人員とする。従って国営競馬、世論調査所のように民間に移譲されることに伴って公務員資格を失う者は計算に入れるが、統計関係のように地方団体へ移譲される職員は計算に入れないこととする。

一、一割の整理率は原則として一般職の国家公務員全員に適用する。保安隊の文官も含む。ただし国立の病院、療養所、大学などに勤務する特殊の職種の職員については整理率を実情に応じ多少緩和する。従ってこの面で七万三〇〇〇人の整理目標人数が多少減少することはやむを得ない。

一、この整理によって退職を命ぜられる者については別に定める予定の待命制度を適用する。(待命期間は一応一〇カ月、その間の給与は全額支給する予定)

一、行政改革に伴う人員整理について三カ年計画をたてるが、定員法の改正は三カ年を通じて整理される人員をすべて定員のわくから一度に削る。ただし次年度、三年度に整理される人員数は実際の退職までわく外の定員として残す。

一二月二五日塚田行政管理庁長官から各省に対して次のような整理案が内示されたが、各省では実情を無視した天引き整理であるとして反対が強かった。

【省庁別整理人員】

官庁名	整理人員数	整理率%
内閣及び総理府	13,309	15.2
法務省	3,444	7.5
外務省 本庁	238	20.0
在外公館	11	3.0
計	249	19.3
大蔵省	9,261	12.2
文部省 本省	324	16.5
国立学校	5,705	9.2
計	6,029	9.5
厚生省	5,111	10.0
農林省	17,235	22.3
通産省	2,879	20.3
運輸省	3,396	12.3
郵政省	16,936	6.1
労働省	2,499	11.1
建設省	1,320	12.2
総計	81,668	11.0

【内閣および総理府の内訳】

官庁名	整理人員数	整理率%
内閣 人事院	532	60.0
法制局	12	20.0
計	544	58.0
総理府		
本府内部部局	264	5.7
付属機関	155	66.3
計	419	21.9
公正取引委員会	47	19.8
国家公安委員会		
国家地方警察	9,981	14.0
国家消防本部	12	10.8
計	9,993	14.0
土地調整委員会	3	20.0
宮内庁	191	20.0
調達庁	743	18.7
行政管理庁	348	20.0

北海道開発庁	365	11.4
自治庁	44	20.0
保安庁	533	18.7
経済審議庁	79	20.0
計	13,309	15.2

他方、政府は行政整理の一翼として一月一日から「待命制度」を実施することとし、人事院では「特別待命制度」に関する人事院規則をきめた。

吉田首相はかねてから塚田行政管理庁長官に対し国家公務員の待命制度をつくるよう指示していたが、管理庁では一〇月に具体案を作成、保安庁をのぞく全官庁の職員(特別職を含む)の三%にあたる約二万人の待命者を各省庁別につのり、その数に応じた一定の事務費(一人当り五〇〇〇円)を強制的に各省庁の会計面からけずり五四年三月末日までに約一億円を節約しようとするものであって、主要点は次のとおり。

- 一、待命期間は一年、その間は全給与を支給し、現職国家公務員と同等の処遇をする。
- 一、本措置は本年度内の臨時措置として、必要な人事院規則を制定して一月一日から実施する。
- 一、明年四月一日以降については別に法的措置をとって強制的な待命制度を実施する。
- 一、裁判所、国会、会計検査にもこれと同じ措置を勧める。
- (人事院規則)
- 一、任命権者は本年一月一日から二月末までの間、この規則に従い、公務に支障のない限り、職員に対して特別待命の申出を承認することができる。

一、職員は特別待命の承認を求める場合は、特別待命期間の満了と同時に辞職することを書面で申出なければならない。この申出は、特別待命が承認されたときは取消せない。特別待命の期間中に辞職し得る。

- 一、特別待命の期間は一年とする。ただしその期間中に離職したときはその時に特別待命は終了する。
- 一、任命権者は公務のため必要があると認めたときは、特別待命の期間中いつでもこれを取消し得る。この取消しを行ったときは、さきに行った辞職の申出は効力を失う。
- 一、職員は特別待命期間中は職務に従事しない。職員はこの期間中でも服務についての法規に違反してはならない。

一、職員の給与は特別待命の期間中減額しない。特殊勤務手当(隔遠地手当を除く)、超勤手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、勤勉手当、特別調整額等は支給しない。(本給、勤務地手当、扶養手当、期末手当は支給される。)

- 一、この規則は次の職員には適用しない。
非常勤職員、二ヵ月以内の期間をきめて雇用された者、臨時的の者、停職・休職中の者、昭和二九年一月末までに停年に達して退職する見込みの者。

吉田内閣が実行しようとした行政整理は機構改革としては、職業安定、労働基準、婦人少年、農地事務などの各局室の廃止または縮小が含まれている点に著しい特徴があった。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

